

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
小規模中継局のブロードバンド等による代替に関する作業チーム（第22回）
議事要旨

1. 日時

令和6年8月7日（水）17時00分～18時16分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

(1) 構成員

伊東主査、市川構成員、大矢構成員、小川構成員、落合構成員、京屋構成員、クロサカ構成員、齋藤構成員、高木構成員、高田仁構成員、高田光浩構成員、滝川構成員、丸田構成員、三友構成員

(2) オブザーバ

長田オブザーバ、岡村オブザーバ

(3) 総務省

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、坂入同局地上放送課長、岡井同局衛星・地域放送課長、増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、本橋同局地域放送推進室長

(4) ヒアリング

株式会社NHKテクノロジーズ 荻野副部長

4. 議事要旨

(1) 共聴マニュアルについて

- ・株式会社NHKテクノロジーズから、資料22-1に基づいて説明が行われた。
- ・説明後、質疑応答を行った。構成員等からの発言は、以下のとおり。

【高田（光）構成員】

この度は、ケーブルテレビ事業者向けの辺地共聴施設の代替に向けたマニュアル作成、どうもありが

とうございました。非常によくできたマニュアルで、ここまでまとめていただいていますので、ケーブルテレビ事業者の皆さんにとっても、今後代替を進めるに当たって非常によい参考になるかなと思っております。

確認事項が2つございます。まず1点目、今後、ケーブルテレビ事業者が辺地共聴施設の代替に対応する上で、あくまで参考ということでこのマニュアルを活用するという点でよろしいのでしょうか。事業者によっては、会社の方針等もあり、マニュアルのとおり実施する・しないという点はケーブルテレビ事業者がそれぞれ判断する必要もあろうかと思っております。あくまでこれは参考ということで進めさせていただくということでよろしいかどうか、それが1点目です。

2点目は、今後のマニュアルの展開方法について、どのような形で公表して、どういった方々にお見せするものなのかということをお教えいただければと思います。

最後に、お願いですけれども、(参考資料1)3ページの「1.2 目的」の3行目について、「一方で、ケーブルテレビ事業者は、辺地共聴施設に比べて、一般的には施設や資金など、あらゆる点で格段に規模が大きく、また、放送全般に係る高い専門知識や専門スタッフを有することから」という記載があります。「一般的には」という書き方ですので、これでほぼ問題ないとは思っていますが、今後、このマニュアルをケーブルテレビ事業者の皆さんに展開していく場合、規模の大きいケーブル事業者ばかりではなく、小さい規模のケーブル事業者が大半ですので、そういった方々がこれを見て違和感を覚えることがないように、場合によっては書きぶりを再検討していただければありがたいなと感じております。

【本橋地域放送推進室長】

今、3点御質問いただいたかと思っております。まず1点目、マニュアルは参考扱いでよいかということについては御指摘のとおりだと思っております。今回お示ししたものは、昨年度の実証を踏まえてまとめた資料となっており、これを参考にさせていただければという位置付けでございます。このマニュアルに基づいて全てのケーブル事業者さんに何かお願いするということではなく、あくまで代替の進め方として一つの例をお示ししたというものでございます。

次に、今後の展開についてですが、今回取りまとめた結果はホームページに掲載させていただくということを予定してございます。これから代替に向けた作業がいろいろ進んでいく中で、関係する各社や地域住民から様々な御意見をいただくことがあるかと思っております。そうすると、このマニュアル自体がさらにバージョンを重ねていくものになるのかなとも思っております。いろいろな方面からいただいた意見を踏まえ、マニュアルを実効性のあるものにしていくということで、今回の資料はその土台となるものであり、参考として扱うものでございます。

最後のお願いの点について、この書きぶりは少し誤解を招くところもあるかもしれませんので、その

辺はまた連盟の皆さんともお話をさせていただきながら、必要あれば修正していくということを考えてございます。

【高田（光）構成員】

大変よく理解できました。その方針で進めていただければと思います。ありがとうございます。

【伊東主査】

参考資料1について、時間の関係から、私もしっかり目を通してはいるわけではないのですが、少し気になったところもございまして、荻野様にお伺いします。例えば、13ページの表②について、上から4行目に「有線役務利用放送事業者」という単語が出ていますけれども、この表現で良いのでしょうか。

【NHKテクノロジーズ（荻野副部長）】

調べたところでは、この内容でよかったかと思えます。

【伊東主査】

これは一昔前の名称のような気がしたのですが、事務局に伺った方がいいですか。現在だと「有線一般放送事業者」と呼ばれているのではないかと思います、私の思い間違いでしょうか。

【NHKテクノロジーズ（荻野副部長）】

確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

【本橋地域放送推進室長】

ただいまの用語のお話については、少し確認をさせていただきます。申し訳ございません。

【伊東主査】

先ほどの事務局のお話では、ホームページに掲載するとのことでしたが、総務省のホームページという理解でよろしいのですね。

【細野外資規制審査官】

そのように理解をしております。調整の上、お知らせさせていただきたいと思えます。

【伊東主査】

これからも関係者の御意見を伺いながらバージョンアップができれば良いとお話があったとおり、せっかく作成していただいたものですから、有効活用されるように努めていただきたいと思います。

本作業チームとしては、本日、御報告を受けたという立場でございますので、このマニュアルについては、3次取りまとめにおいて、こういうマニュアルがありますよという御紹介にとどめておくという立場でよろしいですかね。

【本橋地域放送推進室長】

その御理解でよろしいかと思えます。

【伊東主査】

それでは、作業チームとしては、こういったマニュアルができて、今後もブラッシュアップされていく状況にあることを御理解いただくということで進めてまいりたいと存じます。

NHKテクノロジーズ様、どうもありがとうございました。

(2) 3次取りまとめ骨子案について

- ・事務局（細野外資規制審査官）から、資料22-2に基づいて説明が行われた。
- ・説明後、質疑応答を行った。構成員等からの発言は、以下のとおり。

【伊東主査】

前のご指摘を頂戴した大きな点として、品質・機能要件の「要件」という表現はマストに聞こえるということがあり、もともとそのような意味合いではなかったため、事務局で工夫をしていただいて、誤解のないように修正したつもりでございます。この辺りも含めまして、御意見をどうぞ。

【長田オブザーバ】

今の御説明を伺って、大分、課題解決した部分もあるなと思って伺っていたのですけれども、一つ。スマホやタブレットでの受信を希望している人たちも大勢いるという御説明もあったと思うんですけれども、テレビ受像機を自分で用意をすればテレビで見られるけれども、スマホだけでも見られるよという意味なのでしょうか。スマホでもタブレットでもどれかで見られればそれでいいよねという考え方なのであれば、スマホだけで本当にいいのかなと個人的に思いました。

あと、いろいろ実証事業もやっていただいて、6割以上の受容率があるということは分かりましたが、

実際にその地域で代替を選択するという事になりましたら、結果的にはやはり100%の同意が得られないといけないと思いますので、その点、そこに住んでいる人たちだけに選択の責任を押しつけてしまうというのはかなり厳しいのではないかなと。特にリーダー的な存在でいらっしゃる町会長さんとか、地域の代表の方たちが納得してくれても、たとえ1人でも2人でも反対される方があったときにどうするかというのはすごく大きな課題かなと思っておりまして、地域住民の代表ではなく、自治体なり何なりがきちんと出て行って調整するということが必要かなと思いました。

【細野外資規制審査官】

まず、1点目でございます。17ページの「対応デバイス」に記載のとおり、基本はテレビで視聴しているものの代替を想定しておりますので、テレビによる視聴環境についてはこのような基本的な枠組みが必要だろうということでございます。そこに加えて、スマホ、タブレット、PC等につきましては別の仕組みがさらに必要になってくる等々考えられますので、ニーズ等も踏まえて検討していくことが望ましいという形で整理をさせていただいたものでございます。

2点目でございます。地域の方にどう御説明をしていくかというのは非常に重要な視点だと理解しております。実証事業で実施した住民への周知方法等に関するアンケート結果も参考になるものと思います。地域の人たちにとって、仮にこのような代替をして放送の視聴の在り方が変更になる場合に、どのような影響、どのような事態が生じ得るのか、メリット・デメリット等、種々ありますけれども、こういった点の御説明は確実に必要になってくるだろうと思います。そこに関しては、できる限り御理解を得られるような方法を整理していく必要があるのかなと思っております。この点は、今後の実装に向けての課題ということで受け止めさせていただきました。

【長田オブザーバ】

前段のところは分かりました。

後段のところは、どの地域で代替を実施するか決まったときということになると思いますけれども、自治体の皆さんともきちんと情報交換をしながら、かなり十分に準備をした上で、他の選択肢との関係も含めて説明していかなければ、非常に大変なことになると思いますので、そこはきちんと時間をかけて対応していただきたいなと思います。

【細野外資規制審査官】

放送の代替という面では、さまざまな選択肢がありうるかと思いますけれども、先生がおっしゃっており、代替の際にはその代替手段はどういうものであるのか、そのメリット・デメリット、自治体との

調整等々含め、説明・調整すべきことが多々あるとの課題を認識しております。引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

【伊東主査】

今の長田構成員の御意見ですけれども、本日の資料で言いますと、27ページの一番上の「3. 住民理解、受信者対策」についての御意見であったと思います。ここでは2つ目の項目で、「放送事業者等においては、・・・住民理解等を得られるようにしていく必要がある」という記述がございまして、基本的な主体は放送事業者になっています。これはある意味で当然の流れで、従来から繰り返し述べられてきましたように、BB代替を利用するか否かの判断は個々の放送事業者がされることなのだからということかと思えます。とは申しますものの、この住民理解を得るための作業がBB代替の導入に際して最も大変な作業の一つになるかもしれないと想定され、BB代替導入の意義を正しく理解してもらうためにも、公的な機関の後押しが必要になると私自身も思うわけでございます。住民、すなわち視聴者の理解が進んで、BB代替が円滑に導入されるために、総務省は主管官庁として何らかの後押しをお考えだろうと思いますが、先ほどの事務局からのお答えではちょっと主語がよく分からなかったところもありまして、厳しい質問かもしれませんが、総務省としてどのような対応を想定されているのか、お話しいただける範囲で結構ですから、何かいただけるとありがたいと思います。

【細野外資規制審査官】

今の段階で詳細な回答はなかなか厳しいこと、御容赦いただければと思います。もちろん、基本的枠組みに示すような環境を作っていくに当たって、関係者の中には、行政である総務省というものも含まれた上で、適宜調整をしていくものと理解をしております。総務省がまるっきり外れるということはなく、関係者間で作り上げていく枠組みということで、総務省としてもできる限りのことをさせていただくことになろうかなと思っております。

【伊東主査】

お答えし難いことをお伺いしたのは重々承知しておりますが、先ほどの共聴施設の代替に向けたマニュアルの中で総務省の役割について幾つも挙げられておりましたので、BB代替ではどうなのかなと思いました。また、実証事業を通して、やはり公的な機関の説明、お墨付きと言うと変ですけれども、そういうものがないと、住民、視聴者の方々が何か不審に思われたりするところもあるような感じがいたしましたので、その辺りは大変重要なポイントなのかなと感じていた次第です。

【落合構成員】

これまで検討した結果を十分整理いただいて、かなり出来上がりに近づいてきているかと思っております。私から2点ほど申し上げられればと思っております。

1点目は、長田構成員からも御議論がありましたが、やはり受容性の部分をどういうふうに詰めていくかは技術的な仕様等、運用にかかってくる部分もかなりあり得るところです。実際の機能自体について、基本的には今後実施し得るだろうということで、出ている結論自体はそのとおりでいいと思います。一方で、受容性に関して、選択肢といいますか、少し受け取りに違いが出る可能性があるような部分も含め、品質・機能の選択は事業者任せられている側面があるかと思っております。この点については、技術的な仕組み自体は過度に政府において締めていくというものではないと思いますし、代替手段自体、今後さらに情報技術の発展など、様々な社会環境の変化によって、一意の方式ですべて実施していくものとも限らないと思います。その意味で、民放を中心とする放送局の方々に、ある程度、経営面・技術面の選択肢を保持しておくということ自体は一定の重要性があるかなと思います。一方で、これは放送波の代替ということで、社会的に受容されるものであるということもまた重要であると思っておりますので、実際の品質・機能の検討に当たっては、ぜひ今後も社会的に受容されることの重要性について御考慮いただきながら、御選択をいただければと思っております。

2点目は、制度面に関する課題で、結論の箇所でも御指摘をいただいていたかと思っております。制度面における課題ということで、著作権に関する議論が特に議論されてきておまして、コンテンツワーキングも含めて議論されたこともあり、一定程度、ブロードバンド代替における現在想定している構成方式において、著作権の処理の円滑化が図られる可能性が見えてきているところだと思っております。そういう中で、さらにいろいろなものを重ねてしまうことにはなるかもしれませんが、これまでの実証実験、実際利用された方の御感想といいますか、そういったものを拝見しておりますと、録画は一つ重要な機能であろうと思います。今回整理しておりますIPユニキャスト方式の録画機能について、どう考えるかはあろうかとは思いますが、作業チームも最終盤を迎えている中、今後どういうタイミングで議論できるかということはあると思いますが、ぜひ親会なども含めてフォローアップできればより望ましいかと思いました。

【細野外資規制審査官】

まず、1点目については、社会的な受容性という点で御指摘をいただいたところで、まさに住民説明等々にもつながってくる点かと思っております。実際に受容していただけるかどうかという点、我々の実証事業の結果も参考になるものだと思いますけれども、その重要性につきましては我々としても理解しておりますし、作業チームとしての考え方であるとも認識しておりますので、3次取りまとめに反映で

ければ、と思っております。

2点目について、著作権等の権利処理、そして録画関連の御意見と理解しております。実際のところ、社会的な受容性という面で見ると、録画のような仕組みというのは重要な機能と理解しております。資料該当部分の「補足」にも書かせていただきましたが、課題等の整理というのは引き続き行っていかななくてはならないものと考えております。その結果をどのような形でお示しできるかというのは今の段階で申し上げにくいところですが、そのような御要望をいただいたということは、我々としても共有をした上で対応等を検討したいと思います。

【伊東主査】

ありがとうございます。

かなりの期間にわたりまして、BB代替について精力的に御議論いただきました。結局のところ、視聴者の方々に受け入れてもらえない、つまり、受容してもらえないようなシステムでは役に立たないということがまず大きくあるのかと思います。録画につきましては、受容性を満たす重要な要素なのだろうということが分かってきておりますので、その実現をどうしていくのかについては関係者の皆様に努力を続けていただかなければいけないのだろうと思います。

一方、前回の会合で話題になったかと存じますが、データ放送に関しましては、非常によく利用される視聴者もおられますけれども、現在の技術水準を考えると、放送波で提供されているデータ放送の機能をそのまま再現するのはなかなか難しいだろうということで、これについては、一部の機能を他の方法で提供する等々も含めて、制度的にもその辺りを認めていただけるような形にしていきたいということかと思っております。技術水準、それからコストの関係で、項目ごとに今後どういう形で推移するかは完全に予想ができる状況ではございませんので、その流れも見ながらということなのかなと思っております。どうもありがとうございます。

特段の御異議もないようですので、3次取りまとめは本日お示しいたしましたこの概要に基づいて作成してまいりたいと存じます。事務局で準備を進めていただければと思います。

(1) 共聴マニュアルについての確認事項に係る事務局回答

【本橋地域放送推進室長】

参考資料1の13ページ目について文言の御指摘をいただいておりますが、表②の「内容」欄に記載されている「有線放送施設」は、先生の御指摘のとおり、正しくは「有線一般放送設備」となります。また、「機器の名称」欄の「有線役務利用放送事業者」という用語は、正しくは「有線一般放送事業者」となります。文言確認が足りておらず、誠に申し訳ございませんでした。

【伊東主査】

ご確認ありがとうございました。役務利用というのは一昔前の呼び方なのかなと思いながら拝読した次第です。これからもブラッシュアップを続けられるとのことですから、ぜひもう一度、見直していただければと思います。よろしく申し上げます。

(3) 閉会

事務局より、次回の会合については別途調整する旨、連絡があった。

(以上)